

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午後 2時 48分）

（14番 廣田 幸照 君）

議長（中西 康雄君）

廣田幸照君。

14番（廣田 幸照君）

議席番号14番、廣田幸照であります。

本日は2点にわたって質問をいたします。まず最初に法定外公共物の用途廃止とその売り払いについて、質問をいたします。この質問に入る前に、少し前置きを述べたいと思います。山本議員は機構改革について撤回された機構改革について、大きいところから述べられましたが、私は小さいところから、段々上に上がって行って、町長のリーダーシップと職員の行政遂行について正したいと考えております。

12月議会で町長が提案しました機構改革について、5人の議員から疑義が申し出られました。そして提出議案は撤回されたものであります。町長の目指すところは、簡素で効率的な町政運営であり、民意は大台地域、宮川地域の均衡ある発展であり、現場に目指した地域産業、特に農業のてこ入れにありました。この機構改革案は、改めて本年秋には、あるいは12月には提案されると思いますが、撤回されたことは案そのものがなくなったこと、白紙撤回と申されましたが、そういうふうな何もなかったという扱いになるわけで、少し私どもとしては納得のいかない気持ちがあります。

特に6チャンネルの放送もない議案の審議でございましたら、総合支所を支所にする案につきましては、町民の知る機会がございました。そこで私は議会事務局の録音テープをお借りいたしま

して、議事録を子細に点検をいたしました。議員の皆さん方の発言はしっかり入っておるわけですが、町長の答弁は不明瞭でほとんど何も聞き取れないんです。メモができないんです。

そこで、この議会で改めてもう一度述べてもらおうと、こう思いましたんですけども、先ほどのように白紙撤回、何もなかったことということとなりますので、質問ができないということになります。私のメモでは町長の行政の姿勢としては、業務に本庁に移しても、集約しても職員は町内隈なく出向かせ、現場に則した対応策をとると申されました。先ほどの山本議員でも、同じことを表明されました。

私どもとしては、職員に仕事と権限を与え、組織を活性化し、職務を督励して、意欲的に働けるような町長のリーダーシップを期待したいと思っております。ところが今から紹介する事案が、町長の言葉とは裏腹に、少しギャプがあるように思いますので、今から事案を述べてみて、それに対する答弁をいただきたいと思います。

通告しました中に、大台町小切畑字森下 1048 - 1、これは宮川村公衆道路となっております。1045 - 1 宮川村用悪水路ということで、法定外公共物というふうになると思います。道路法や河川法に適用を受けない道路、あるいは河川はそういうふうには法定外公共物というそうでございますが、ここに平成 19 年 2 月に建築物の基礎工事がなされ、1 月に完成して営業開始しました。

これが総務課から提供を受けました、企画課ですか、企画課から提供を受けました地図でございます。皆さんにメモで、これを資料としてお渡ししようと思いましたが、議事運営でメモあるいは資料はなるべく少なくして、討論でもってやるのが議会の本質だというふうに教えていただきましたので、明示しますので、6 チャンネルの方で映していただければありがたいと思います。

今ですね、この黄土色ので書きましたのが、これが法定外公共物の所在でありまして、今この部分は県道になってますね、いわゆる宮川バイパスであります。そしてこのピンク色で囲った部分が法定外公共物の場所であります。そしてこの水色に囲ってある場所が、これが現在建物の建っている位置図でございます。こういうふうな建物が建ちました。

一つひとつ 1 枚ずつ持っていて、確認していただくとよろしいんですけども、それができないということですので、また後でテレビでも見ていただければ、わかるかと思えます。

さて、私が最初これは県道の県道敷に買収した半端なところじゃないかなと思ったんです。ですから宮川の建設室にちょっと図面とってもらって、確認してもらえんやろかということを行いました。12 月 20 日過ぎであります。そうしてその図面が来ましたというのが、1 月 16 日でございます。

それから色々こう聞き取っていくうちに、何かその処理の仕方が、町長の行政姿勢と違ってくるような気がしましたので、本日の質問に至ったわけです。

まず第1番目の質問、町当局が法定外公共物に建物が建てられようとしていると認識したのは、いつだったでございましょう。もう端的に何月何日と言ってもらって結構です。

それ以後、町の特に企画課あるいは総務課、あるいは産業課等々が対応していただいたわけでございますけれども、何時何日、どういうふうな対応をしたか。どこの課でやったかというのを、教えていただきたい。

質問にはメモでというふうにお願いしましたが、先ほども申したように、メモは出せないということでもございましたので、口頭でも結構です。2月20日、登記が完了し売買が完全に成立したと聞きますが、事実かどうかということです。

そしてそういうことを述べていただいて、疑問点はこの事案を調べていったところ、12月議会で撤回された集中改革プランに基づく、組織機構改革に審議中、町長が再三力説された行政姿勢というのが、職員の職務の遂行の姿勢とかなり食い違いがあるように思う。機構改革、機構をいじるのも大切なことですが、それよりも職員をしっかりと働けるような環境づくりをつくっていくというのが大事なことはないか。色々調べていくうちに出てきたことを、縷々後から申し述べて、それについても正していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、法定外公共物の用途廃止とその売り払いについてでございますが、当該この2筆につきまして、ほ場整備の際に農道及び水路として整備されたものでございます。その後、この周辺を埋め立て、現在の県道のバイパスが整備され、県道の潰れ地以外に残地としての先の2筆の一部が県道にそうように残ることになったものでございます。

まず1点目のその法定外公共物に建物が建てられようとしているのは、町はいつ認識したのかということでございますが、昨年12月25日に企画課に対して、隣接住民から境界立ち会いの申請がありましたので、12月27日までに企画担当者が法務局、松阪支局で公図及び登記簿さらに地籍測量図を、

また課税台帳及び備え付け図面の確認作業を行い、その2筆が旧宮川村の所有であることを確認をいたしました。

また2点目のそれ以降の町の対応についてでございますが、1月15日に産業課長が現地において、本人に面会し、事情の聴取を行いました。その状況は当時のほ場整備の経緯などから、本人は自分の土地になっていたと主張しておりましたが、登記関連書類や当時の経緯を記載した書類などないことから、初めて自己所有でないことを本人も認めましたので、課長の指導により同日に始末書が提出され、翌日の1月16日は境界立ち会いの申請に基づき、当事者や隣接住民、あるいは地元区長、企画担当者及び建設室の担当者により境界立ち会いをを行い、一部町有地がこの建物に占有されていることを、現地で確認した後、1月18日付けで当該土地の使用中止勧告の行政指導を行いました。

現状が道路及び水路の機能をなくしていたことから、行政財産から普通財産に、1月30日付けで所管替えの手続きを行い、同日本人から法定外公共物用途廃止及び売り払い処分申請が出され、2月4日付けで受け付けをしましたが、既に工事も進んでいることから、売却願いたいという申し出がありましたので、町として対応を検討しましたが、将来公共の用に寄与する可能性はなく、かつ既に商業店舗を建設しており、売却はやむなしの判断に至ったものであります。

3点目の登記の完了と売買成立の件でございますが、町有財産売買の契約は、2月6日に締結をさせていただきました。売買する土地の合計は実測95.63平米でありましたので、町の道路改良工事に伴う用地取得に関する内規等に基づき、平米あたり単価を2,500円として、売買代金23万9,075円が2月14日に納入され、2月20日に所有権移転登記が完了をいたしました。

一連の事務処理につきましては、2月25日に顧問弁護士と相談をさせていただきましたところ、不法占有期間に対する占有料の請求を、使用中止勧告と同時に行うことが適切であると指摘を受けましたので、2月28日に立案し、3月7日付けで占有料の請求を行ったところでございます。

以上が今回の事案の経過並びに事務処理でございます。

最後に私が12月議会で再三にわたり、集中改革プランに基づく組織や機構改革を唱えさせていただきましたが、今回の対応は改革に基づく私の行政姿勢や、職員の行政遂行姿勢がまったく表れていないと、まずい対応であったとのご指摘をいただきました。小さな町と村の合併でありましたんですが、行政組織の中での職務分担の違いなどで、連携を欠くこととなりましたが、今後はこのようなことがないように、担当業務の整備を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（中西 康雄君）

廣田君。

14 番（廣田 幸照君）

早口で述べられまして、6チャンネルを聞いてらっしゃる方は、把握できたかどうかわかりません。また私もメモが今日出されないということでございますので、先ほどの休憩時間に急ぎ、この町の対応をボールペンで書いてみました。

述べられましたように、12月25日、境界立ち会い申請が隣地の畑の所有者から出されおります。私がああ建物が基礎がされたのが、これブロック積みの基礎ですけども、ありました。都合のいい時に都合のいい土地があるんやなど、あれ何をつくるんやろと、物置かなという話をその集落でしましたところ、あれは実は営業の建物ですよと、どうも県有地ではないかしらと、道路の余った部分で、県有地じゃないかしらって話がありまして、そして図面の取り寄せをお願いしたところですよ。

企画課によりまして、12月27日、つまり12月25日に立ち会い申請が申し出されて、2日おいて12月27日に町長申されたように、公図を確認して、これは町有地であるというのが、把握されております。

そして、1月15日に、先ほどの町長の説明では、産業課長が出向き本人と話をしたところ、町有地であるという認識に立ったと、そして1月16日に始末書を提出させたわけですが、1月16日に隣地の土地所有者2名と区長、そして当該人、そしてまた役場の職員等々で境界の確認をしたわけですよ。

その時に、経緯を聞いておられますと、この1月16日に建築物の当該人は、古い公図を持ってきて、これは僕とこの土地やというふうな主張をされたそうです。そして役場の職員が、それは違うと、この図面が正しいんですよと、これは前に隣地、境界の争いがあった、あなたも立ち会って、つくった裁判所の決定通知ですよということで、そこで初めて、法的にも自分の所有物ではないということがわかったようです。

つまり始末書の方が、先に先行しとるんですね。16日に始末書を出しながら、16日に古い公図を持ってきて、これは僕とこの土地やという主張をする。そういう説明は少し納得がいかないところでありまして。

そして、1月18日に使用中止の勧告がなされたと思います。これは産業課がやってくれたんですか

ね、ところが、使用中止の勧告の法的な根拠がどこにあるか、ようわからんのですけども、これが実行性を持たないまま、どんどん工事が進みまして、1月28日に完成して、内輪の内覧会みたいな披露パーティみたいなんやっておられる。

この使用中止の勧告がどんな実行性を持つのがよくわかりません。そして1月30日に正式に営業開始をいたします。役場の企画課は用途廃止、分筆登記を1月30日に行いました。そして、ちょっと日付が間違えております。2月4日です。用途廃止及び売り払い処分申請が建築主の方から出されております。これは2月4日受理となっております。

日付は1月30日付けです。受理というのは役所に出したやつを、はいいただきましたということで、受理の判を押してあるわけですね、2月4日の判が押してあります。で、この申請書類を見ますと、幾つかの書類が不備があるんですね、一つは住民票が戸籍抄本かどっちかが必要なんですけど、どっちが必要なんか、ちょっと記憶にないんですけども、それが付いてないということ。

それから隣地の所有者の同意書がないということ、こういうのが更には訓令22号のこういう法定外公共物の処分についての事務規定があるわけですけども、売買契約書、売買の確約書もないわけですね。ところが2月6日に担当者から町長に、起案書が出されて、そして即日決裁されて、即日売買契約を行っております。売買契約の締結が2月6日であります。

境界の確認申請がやられたのが、1月25日、そして境界の確定したのが1月16日、非常に時間があります。私も地図を出してと頼みまして、地図ができましたよと、届きましたよと来たのが1月16日です。都合がございましたので、1月21日に支所の方に出向いて、見させていただきました。これはまともに町有地にかかってますねと、そうなんですよと、他の職員が言ってます。

そして他の職員は、これ企画課さんどうするやるなというのが、その時の職員の話でございました。そんなことからどうもお互い連携がとれてない、そしてまたこの時系列的に見ますと、どうも食い違いがある。この辺どうなっておるんだろうと、こういうふうな疑問を持ったわけですので、ご説明をいただけたらありがたいと思います。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

時系列にとりまとめて連携がうまくとれていないんじゃないか、あるいは食い違いがあるんじゃないか、こういうようなことじゃないかと思います。

このまず書類の不備ですね、言われておりましたように、法定外公共物等について、隣地の承諾書とか、住民票なりそういったものが必要ですよということで、なんか10個ぐらいあったように思います。そのことについては、本来ですと、当時の農道、あるいは用悪水路と、こういうふうなことになるわけなんですけど、県道が整備され、県道用地として県が取得をしていったという中で、いわゆる用途廃止を行って、普通財産にしておくべきことではございました。

このことがちょっと落ちていたものでございまして、その県道として整備していく段階で、それにつれて町財産の所管替えを行った、言わば総務課の方で管理をしている、そういうような形にしておくべきだったんですが、そのままのような形で残っていた、まず1点これがございまして冒頭お詫びを申し上げておきたいと思えます。

その上で書類の不備というようなことではございますが、これについては今申し上げましたように、既に県道用地で分断された時点で、用途が公衆用道路及び用悪水路の機能を喪失しているということで、道路の機能としての利害関係というのはないと判断をしておりましたので、この隣地の承諾ということについては、添付の必要なしというような判断をしたところの内容です。

この境界確認のおりに、今も申し上げましたその利害関係の同意が必要ということになったんですが、この宅地側あるいは道側とございまして、県道側の敷地との境界は既に松阪法務局の備え付け測量図により、法的に所有権を保護された状況でございます。宅地側についても裁判で境界確定されていることから、その境界につき境界確定書の写しは必要ない書類であると考えられるというようなことでもございました。

先ほど申し上げましたように普通財産となって、機能がなくなっているということで、今回は同意書の添付が必要ないという判断をしたものでございます。

売り払いの添付書類あるいは確約書というようなことでもございますが、これについても1月15日付けで既に始末書の中でもいただいておりますわけなんですけど、本人の売り払いの願い、申し入れも一緒に入っております、こういう内容でございます。そういう書類が提出されているということで、確約書につきましては、当町の売り払いの判断に委ねられるものでもございまして、被害者である町としては、既にこの機能がなくなっているということで、普通財産の売り払い申請としての処理で、法定外公共物としての確約書を添付させる必要はないと判断をしたものでございます。

こういったようなことで、産業課やったりあるいは企画課やったり総務課やったりとかいうようなことで、その対応がまちまちであったんやないかと、あるいは時系列でも不備があったんやないかというようにもございますが、この対応につきましては、それぞれに企画であれば登記をするところ、あるいは産業課ですと、行政財産の管理をするところ、総務課ですと普通財産の管理をするところということで、そこらへんの役割が分担をされておるといようなこともございます。今後こちら辺ももう少しうまく連携をきちっとやりながら、やっていかなければならないといようなことでもございますので、今後十分注意をしていかなければならないといふふうに思っているところでもございますが、時系列につきましては、その12月25日に隣地の確認の立ち会いの申請もあって、先方の都合で16日になったんですが、そういうようなこともございまして、27日までにはその公図等の図面を全部確認して、町有地であるということを確認した後ですね、その今の町の土地やないかといようなことで、そういうようなことをしておいたらあかんぞよといようなことの中で、始末書も出さし、そしてまた1月18日には使用中止の勧告もさせていただいて、こういうことでもございます。

そういう流れの中で、その用途廃止に伴って分筆登記の実施もし、また売り払いの処分申請の受理を2月4日にさせていただいて、2月6日は町有財産の売買契約の締結をさせていただいたと、こういうことで後は売買代金が納入されたのが、2月14日ということで、この2月28日にはその占有料の請求もやっていこうといようなことになってきているところでもございます。

そういうことでそれなりに手続きは進めさせていただいたと、こういうことでもございますので、ご理解賜りたいと思います。

14番（廣田 幸照君）

答弁漏れ2点ある。

議長（中西 康雄君）

何と何ですか。

14 番（廣田 幸照君）

始末書の実行性。16 日に。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

まず 1 月 15 日に始末書が出されておると、ただ 1 月 16 日に境界が確認されて、やっておる中で、その時でも古い公図で自分が所有やったというものが、1 月 15 日付けで始末書が出てくること事態がおかしいやないかと、こういうようなことでもございますが、本人さんがどこまでご理解いただいておりますかどうかは別としまして、この 12 月 25 日にそういう立ち会い申請をいただき、そしてまた 27 日までに町の土地であるということを確認して、その後、こういうことになっておるやないかということでの話をさせていただいて、これは始末書もんやなということ、始末書を出させていただくというようなことになったもようです。それが 1 月 15 日だったということです。

ですので、16 日では当事者あるいは関係者の皆さんによって、隣地の確認、境界の確認がされたらと、こういうようなことでもございますので、その時も同じようにいっているのは、ちょっと不可解な部分もございます。そこら辺までは私の方ではしっかりと、向こうさんの考え方でございますんで、きちんと押さえたものはございません。

その使用中止勧告の実行性ですね、法的根拠、これについては弁護士とも相談させていただいて、使用中止勧告であろうなというようなことでもございまして、勧告をさせていただいたようなことでもございます。

そういうことで、1 月 18 日に使用中止ですよ、勧告書。

14番（廣田 幸照君）

弁護士と相談したのは2月25日ですよ。

町長（尾上 武義君）

12月25日は。

14番（廣田 幸照君）

12月やない、2月25日。

町長（尾上 武義君）

弁護士の相談もさせていただきました。それは不法占有についての占有料について、請求をすべきだろうと、こういうようなことでもございます。ですので、この実行性についても、根本的に法に基づいて、やっていくかこれ調査しなきゃわかりませんが、当然使用中止をさせて当然ではないか、ただ実行性はなかったというような結果になっておりますけども、こういうような使用中止勧告もすべきであるというようなことで、させていただいたものでございます。

議長（中西 康雄君）

廣田君。

14番（廣田 幸照君）

あの土地に関しましては、町長も申されるように、法定外公共物としての機能は失われております。ですから、失われた時点で、普通財産に移しておいて、競売にかけて売り払うと、そういうことをやっておけば、あの土地は町有地だという認識を、誰もが持つわけです。

町長にしても他の幹部職にしても、あそこはずっと通勤路として使っておるわけですね。私みたいな素人が、あれ県道敷になったんだから、あんなきれいに敷地だけ確保できるはずはないわな、今までの道の買収に応じた時に、そんな三角の小さいものが残って、こんなかなわんで一緒に買うたってくれというような話も持っていくのが、そういうふうなやり方ですわな。

それがあまりきれいにこうっておるものですから、疑念を持ったのが、そもそもの発端です。そして色々調べていくうちに、法的な遵守が何もなされてない。先ほど町長が1月15日の始末書については、弁護士と相談してと、ここにもらっているのは25日に顧問弁護士に相談したと、それでこの担当者に1月16日の時点で、弁護士に相談をかけなかったのは、何故かと。弁護士に相談してないんですよ、担当者に相談をかけなかったのは何故かというふうに、念を押したんです。

そうしたら必要性がなかったと判断したと、つまりここでは相談してないんですよ。相談したのは2月25日、今までやってきたことで間違いございませんかということをやったらしいですわね。そして2月28日に不法占有期間の占有料を請求しておりますけども、この不法占有期間の占有料については、これもどうもおかしい。訓令22号では罰則規定があります。

むしろこれは罰則規定を適用すべきではないかと。地域の方は言うところですよ。承知で町の土地へ建物を建てて、これ俺とこの土地やったと思とったと、そういうふうな主張をする時に、実際は町の土地やった、実際に建物のをつくってしもた、仕方がないで払い下げをしてくれと、これでは言わば法も何もあったもんじゃないうふうな言い方を、地区住民の方はされてます。

先ほど申しましたように、あの土地は非常に活用しにくい土地ですから、売り渡してくれという人があったら、これは手続きに従ってちゃんとやればいいんです。それでそれをずっと調べていくうちに、色々な法令を遵守してない事例が幾つも上がってきた。

これはやはり町長がいくら町民に協働して町政をつくりあげていこうと言うても、町のやっていることはご都合主義でやっている、あんたことは通らんことやわなということになったら、これは何も効力はない。

ましてや先ほど先方様の都合で、2月27日に確認したのは、1月16日に立ち会いになったと、私の方に図面が来ましたよというのは、1月16日以降やったですよ。ですから12月27日から1月16日までは、空白になっておるわけ、勿論正月休みや年末年始の休みが入ってますから、1週間ぐらいはそれは費やすのは、それは無理があるかもわかりません。

でも、1月16日に先方様の都合でやったかどうかしらんけども、少なくとも私が図面をくださいとお願いして、もっと早くついておるのやったら、来てますからどうぞ見に行ってくださいと、そして12月27日はこれ公図やとか、公図で見ると町有地やということを確認してますという説明をもらえばいいわけです。

それもなされてない。この事案、全般的にみますと法令遵守は何もなされてないと、こういう事案なんですね。

最後の答弁をお願いします。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

まず法令遵守されていないというようなことですが、まず12月25日から発端にしながら、それぞれ事務を進めさせていただいております。始末書も受理し、そしてまた使用中止の勧告もし、そしてこの法定外公共物の用途廃止及び売り払いの処分申請が出されて、2月6日には町有財産の受理もし、2月6日は町有財産の売買契約もさせていただいておるといような形でございますし、現在もその占有料を請求をさせていただいておる、こういうようなことございまして、法令はちゃんと遵守しながらやらさせていただいておるといふふうに考えているところです。

色々その経緯があったようでもございます。私、1月15日に弁護士とも相談してというようなことで申し上げたんですが、これ私も誤解でございます。お詫び申し上げたいと思います。

そういうようなことですが、この一つは使用中止勧告の法的根拠、これについては私もまだ確認をしておりませんので、大変申し訳ないことですが、こういうこともしっかり確認をいたしたいと思います。

この事案について、割合早いところ事務処理が進んでいったというふうには思いますが、その間に、各課がこういう後案があるというようなことで、関連する課ですね、産業課にしても、建設課にしても、そしてまた企画あるいは総務、ところでこういうような事案があるようなことで、いち早い対応

ができれば、もっと違った処理の仕方というんですか、もっと早く皆がわかってできる部分はあったかと思えます。

しかし、そういう事案の中で、それぞれ担当が持っていたという、一つの悪い癖と言いますか、そういったようなものもあったかもわかりません。というようなことで、これは反省点でもあるだろうということで、その事案、あるいは問題点、課題の共有というのもきちっとやっぱり皆がやって、じゃあどうしようというような方向を出しながら、その担当業務をしっかりと押さえていくという、そのことが非常に今後においても重要なことになってくるだろうと思っております。

その前後して、自分の土地であったという思い込みもあったんでしょし、またしっかり説明を受けてわかってきたんではないかなというふうに思うんですが、そういったようなことの中で、建物さえ建ててしまえば、自分の土地になっていくんじゃないかと、こういうようなことについて、地域から大きな不満なり声もあるぞよというようなことでもございます。

そういうこともございますので、今のきちんとした対応をとらせていただいております、こういうことで一つご理解を賜りたいと思うところでございます。どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

議長（中西 康雄君）

廣田君。

14番（廣田 幸照君）

3回の質問回数が終わりましたが、先ほど町長もまた詳しく調べてやってみるということも、お約束していただきました。まだまだ数々疑問がございまして、何故これが産業課が扱うんやると、本来は総務課だろうかと、下ごなしはそれは産業課でやってもらってもいいですけど、実際出てくるのは総務課だろうと思うんですけども、3点にわたって産業課が出てくるというのを、これも不思議なところであります。

色々また疑問点をお教えいただいて、町民にも納得する形で出していただきたい。それから過ぎたというので、申し訳ないですけど、同意書が町側の判断で必要ないというふうに考えたのは、それもおかしいと思えます。それも後です。

次にいきます、道の駅「奥伊勢おおだい」の経営について、お尋ねをいたします。広報1月号には駅長兼代表取締役としてFさんの挨拶が掲載されております。代表権は町長と二人で持つことになったのかなという町民の質問がございましたので、お答えいただきたい。

それから、12月議会終了直後の12月25日、臨時取締役会が開かれたと聞いております。翌日はたまたまでしょうか、委託販売業者の総会が招集されました。これは定款においた販売業者の集会というのは、委託販売業者というものは、何も書き込みがございません。年末の忙しい中、150名近い販売業者が集められたわけですが、私も参加しましたが、年末の忙しい時期にたくさん大勢集めて、そういうのを持たなければならないような重要事項が、取締役会で協議されたようには感じられなかったんですけども、この辺、12月の取締役会あるいはその委託販売業者の総会なるものの位置づけをお教えていただきたい。

それから、2月末に定時株主総会が開催されています。2月26日だったと聞いておるんですけども、詳しくは出資法人の営業報告が出てくると思うんですけども、今日のところはとりあえず経常利益、あるいは経常損失、あるいは純利益、純損失をお示しいたきたい。

というのは、委託販売業者の中に、道の駅は赤字なんだと言って心配されておる方がありますので、これについてできればいい結果が出て、我々頑張った甲斐があるなというふうに説明ができればありがたいと思います。

19年1月1日から19年12月31日までが第4期でございますけれども、今度は第5期、20年度の課題としても今まで18年、19年あがってございました農産物の安定供給に関する事項が明記されると考えてます。どのような文言であるかご紹介いただきたい。今、予算書の説明をいただきましたけども、中山間だとか、あるいは農地・水・環境保全向上対策事業だとかいうふうな、補助金絡みのものはございますけども、農業に関する営農指導的なソフト面での部分は、どのようにされているのか、予算上でどのような裏付けされるか、説明いただいて、安心をいたしました。町もやっぱり力を入れてくれておるんだなと、道の駅は大事で、それが高齢者の生き甲斐にもつながっているんだなという認識をしているというふうに、安心をできたらありがたいと思います。

それから、町長の所信表明演説の中でもありましたけども、紀勢自動車道の川添地区内のパーキングエリアが整備されようとしています。南への玄関口として、インフォメーション機能を持たせて、また特産物の販売所が開設される運びとなったというふうに記載されております。どのような規模で、どのような機能を持たせたものか、また道の駅、奥伊勢おおだいとどのようにリンクさせていくのか、先ほどの所信表明演説の中では、説明の中では大紀町と大台町が、いわば共同運営していくような形なんかなというふうに理解しましたが、この辺についてもご説明いただきたい。よろしく願い

いたします。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、道の駅奥伊勢おおだいの役割と経営についてのご質問にお答えをいたします。

道の駅につきましては、12月定例会でもご質問いただいたわけですが、まず1点目の広報おおだい1月号に駅長兼代表取締役として、F氏の挨拶が掲載されていた件でございますが、広報掲載につきましては、道の駅コーナーで毎月出品者の紹介等を掲載させていただいております。このコーナーの記事は全て道の駅に内容等を、任せておまして、1月号は駅長の年頭の挨拶を掲載したい旨、道の駅から依頼を受けました。

明らかな誤字、脱字につきましては、その都度、投稿者と連絡をとりながら訂正をさせていただきますが、誤字等がない場合には原稿どおり掲載をいたしております。F氏の肩書は駅長兼代表取締役ではなく、正しくは駅長兼取締役社長であります。肩書について確認せず担当課が掲載しましたことに、誠に申し訳なく思っております。今後十分確認し記載誤りがないように、努めてまいりたいと思っております。

次に2点目の昨年12月25日に開催しました道の駅、第4期の第4会取締役会の協議会内容の件でございます。この取締役会では、二つの議案について協議を行いました。

1つ目の議案は会社の組織形態でございます。道の駅は取締役社長のみが社員扱いで、他の職員はパートまたはアルバイト職員であります。パート職員については、社会保険、雇用保険などを完備し、正社員なみの待遇としておりますが、会社としては非常に軟弱な組織形態でありますので、この点を改善したく協議を行いました。この件につきましては、就業規則や給与規定の見直しなどが必要であり、このような検討課題を十分詰めた段階で、取締役会に再度提案することで、了承されました。

2つ目の議案は赤字経営が続いていることに鑑み、委託率の変更を行うこととでございます。更なる営業努力は行うものの委託業者の方々にも、多少のご負担を願いたいとの提案とございました。

しかし取締役からは家賃の見直しの検討や一層の経営改善努力が求められました。委託料の見直しはこの結果を見てから、再度検討することになりました。その翌日に委託販売業者の総会が開かれたわけですが、前日の取締役会の報告と、20年の会社の方針などを委託業者の皆様と協議するとともに、19年のお礼を申し上げ皆さんとともに、頑張っていこうという意味を含めて開催されたところでございます。

次に3点目の道の駅の19年実績の件でございますが、株主総会が2月26日に開催をいたしました。この報告につきましては、他の第3セクターが6月下旬に株主総会を開催しますので、9月の定例議会でまとめて報告をさせていただく予定でございます。

ご質問いただきました経常利益につきましては、19年は88万3,703円の損失を計上し、純資産は236万5,734円となりました。しかし前年と比較しますと、大幅に損失額が減少しましたので、大きく経営が改善されたところでございます。

次に4点目の20年度の課題につきまして、農産物の安定供給に関する事項があるのか、またある場合はどのような文言なのかというご質問でございますが、20年の経営計画の最初の課題に農事生産の計画栽培、しいたけを含むとあります。これを実現するための具体的な施策につきましては、生産者の皆様と道の駅や役場、そして県の指導を仰ぎまして、今期はどのような取り組みができるのか。具体的な方策を早期に検討して、できるところから着手してまいります。

町としては当初予算に事業費を計上しておりませんが、実施主体や実施方法が決定し、国や県の補助事業等の導入も十分検討し、必要に応じて町として予算化を図ってまいります。

次に5点目の大台パーキング仮称でございますが、このパーキングにおける情報発信と物産販売の取り組みについてでございますが、地域の情報発信や地域製品の販売を行う営業施設を、上下線ともに整備いただくことで、中日本高速道路株式会社と調整を行っているところでございます。その規模は上下線ともに、約150平方メートルの建物を整備いただき、有償でお借りすることになっております。

この施設に物販と飲食、そして情報発信機能を持たせる予定であります。どのような形態で運営していくのか、ただいま検討中でございます。なお、道の駅との関連は、今のところ特にございませんが、今後商品の調達や観光情報など、色々なところで関わりを持つことになっていくだろうと考えております。

まだまだこの件につきましては、流動的でございますので、現状を報告させていただきました。ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

廣田君。

14 番（廣田 幸照君）

第 1 点の駅長の代表権は誤りというふうに述べられました。できましたら、訂正記事をどこかで出しておいていただきたいと思います。また駅長からの原稿にその記載があり、企画課がそれをチェックをできなかったというあたりは、やはり広報として町民に広く知っていただく役目を持つものとしては、もう少し慎重な取り扱いをお願いいたしたいと思います。

それから、12 月 25 日の臨時の株主総会の件でございますけれども、組織形態が脆弱なために、現在の正社員が駅長一人であるというのを改めたいということでございますが、大いに賛成です。特にパート職員あるいはアルバイト職員が、今、正社員にするように、国の方の施策で進められておる時に、できましたならばそういうふうな色々な商品知識のある、また経営手腕のある駅長の代理も務まるような、こういうふうな人材を登用していただければ、ますます道の駅は発展をするものと確信しております。

委託料の引き上げを図られたそうでございますけれども、去年の赤字は 480 万円程度で、1.5 パーセントあげると 480 万円程度の収入になって、支出とトントンになるという計算ができるわけですが、この委託料の引き上げは、できるだけ見合わせていただきたい。というのは大台地区の方は、発足当初から 10 パーセントでありました。そして大台町外の旧宮川村は 20 パーセントでありました。合併したお陰で 15 パーセントということで、大部分の生産農家がある大台町の方々は、ちょっと委託料が高くなったなというご不満を持っておられるわけです。

むしろ今、町外から大量に持ち込まれる業者さんもいるようです。そういう方の販売手数料の方こそ引き上げるを考えた方がいいんじゃないかと、例えば事実かどうかわかりませんが、野菜を仕入れてきて、それを道の駅に出す、普通仕入れてきて、小売り業者が販売するには、2 倍ぐらいの値段を付けて出すわけですが、20 パーセントの委託手数料だけ上乗せれば、30 パーセントは儲けになってくるという計算ができるわけですので、その辺、子細に内容を点検していただいて、できるだけ町内の方の委託販売料の引き上げは差し控えていただきたいという希望を持っております。

19年度の損失が88万3,700円でしたが、先ほど紹介しましたが、19年度では480万円程度でありましたので、駅長さんの経営手腕、あるいは切り詰められるところは切り詰めてくるというふうな経営姿勢、これが数字に表れてきたと思うんです。そしてまた道の駅は赤字なんで、我々は頑張らないかんという農家の方の頑張りもここにあったと思うんです。そういう点では誠に喜ばしいことであると思います。このような零細農家、あるいは高齢者の生き甲斐のためにということで、管理会社の奥伊勢大台が故千原町長の時代につくられたわけですが、この思いを今後どのように活かしていく所存が、お聞かせいただきたい。

また農業に対するご入れにつきましては、具体策はないというふうに申されましたが、18年も19年も農業に対する文言はございました。文言だけ並べて具体策はなかったならば、これは一体何者だとかこういうことになります。再々申し上げますけど、高齢者の生き甲斐とか、零細農家のひとつの収入の手段として、大事にしていきたい。そのためにはやはり具体策を十分つくっていただければ、ありがたいと思います。

パーキングエリアにつきましては、150平米で有償でお借りして、物販や飲食をあるいはインフォメーション機能を持っていくというふうに申されましたが、道の駅との関連は今のところ白紙であるというふうに申されました。過日、3月6日です、自主的な組織として、野菜生産農家の集いが開催されました。その中で一人ひとりの生産農家が熱い思いを語っていただきましたが、中には高齢者で道の駅に持っていく足がない、車がない、運転できないという方のために、庭先集荷をおらでやるかという話も出てまいりました。

あるいは野菜かごがもう昼過ぎになると何もなくなる。それじゃまた出してくれと、こういうふうな要請ができるようなシステムはつくれないかと、私が12月議会でポスシステムがどうだという話をいたしました。

関連して19年に整備されました冷蔵冷凍施設につきましても、むしろあれよりもこういうふうな方が、この道の駅奥伊勢おおだいの特徴である野菜をとぎれなく出荷するシステムとしては、庭先集荷やポスシステムの方がええんだけどなと、しかし冷蔵庫あるいは冷凍庫で、余った野菜を保管していただいて、それをまた買い取っていただいて、加工に回すと。こういう無駄のない理由をしていただければ、またありがたいなという話もありました。

色々きめ細かい施策をお願いするところであります。以上、3点お願いいたします。どうですか。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

ありがとうございます。

この委託料の引き上げですね、これはしないようにというようなことでございます。これはもうそういうお気持ちはよくわかるんですが、会社にはその取締役会というのがございますので、そこら辺の議論は取締役会でされて、しかるべきものだろうというふうに思います。

私は先んじて述べられないということは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、お気持ちも十分くみ取らせていただきたいと思います。

また千原町長の時代にできて、今年で10年目を迎えるようなことでもございます。そういうことで、いろんな思いをどのように利用していくのかというようなことでもございますが、3億を超えるような売り上げを示しているようなところでございまして、まったく大きな事業というようなことでもございます。

この高齢者のあるいは女性のいろんな生き甲斐や、健康づくりやそういったようなものを増進していくためにも、非常に大事な事業であるということでもございますし、そのことが町を発信していくための重要な要素を占めておるといようなことでもございます。そういうことの視点として、最終視点として健康が守られて、医療費が安くあがるとか、そういったようなことにも、繋がっていければなど、そういう循環ができていければなど思っているところでもございます。

またこの取締役会あるいは株主総会等々で、いろんな計画事が出てくるわけなんですけど、その計画倒れに終わっておってもあかんやないか、こういうようなことでもございますが、今年そういうような事もございまして、予算はできておりませんけども、もっと誰がやるかという事業者ですね、こういったようなこともきちんと整理して、じゃそういう体制を組んでいただけるんやったら、こちらとしても支援しましょうという体制ではありますので、補助事業等もあるようでもございます。そういうようなことも含めて、しっかりやっていきたいというふうに思っているところでもございますので、せっかくその生産者の会ができたようでもございますが、そこら辺でも協議をしていただいて、いろんなことで対応していただければ、大変ありがたいなと、こういう思っているところでもございます。

また庭先集荷なり、あるいは品切れがないような形で、対応を図っていくべきではないかと、こう

というようなことでございます。確かに昼過ぎになったら、野菜がないとかというようなことになりまして、買いにきた人は本当にがっかりするようなことでもございますし、足が遠のくというような原因にもなってしまいますので、そういうことのないように、十分対応していきたいなというふうに思っておりますが、これも生産者の会の中でも、やはり議論をされる中でやっていただけたらと思います。

その生産者の会の方と、やはり駅が一緒になって、物事を対応していくというようなことが必要だろうと思います。駅は駅、生産者は生産者というような形で、変な軸をつくってはならんとと思います。そういうようなことをしっかりと協調しながら、できていくような形で、まとめてあげていただいたら大変ありがたいと思いますので、よろしく願いしたい思います。

議長（中西 康雄君）

廣田君。

14番（廣田 幸照君）

南三重の玄関口として、紀勢自動車道のパーキングエリアの問題など、地域の活性化に各自治体の知恵比べが展開されております。

この野菜生産農家の集いの中でも、小柄なお年寄りが一番最後に発言されましたが、私たちは嫁いできて初めて野菜をつくって、それを皆さんにもらっていただいていたところ、ところが道の駅ができてから、値段をつけて売ることになった。物に値段をつけて売ることになったのは、初めてです。10年続けておりましたと、非常に生き甲斐になっておると、初心を忘れずに頑張っていきたいという言葉いただきました。

町長はそういうものを大事にして、道の駅を大きな宝物として、育てあげていく。またこのパーキングエリアと道の駅とをうまくリンクして、町内の農業の活性化につなげていっていただきたいと思っております。

この主力商品である野菜を主として農産物の充実を図ることこそが、大事なことでありますので、新鮮で安い農産物を求める、提供する、こういうふうな消費者と生産者をきちっと結びつけられるようなシステムをつくっていったら、零細な高齢化の農家の生き甲斐、あるいは地域の活性化に結びつけ

ていつていただきたいと要望するものであります。お願いいたします。

議長（中西 康雄君）

町長。

町長（尾上 武義君）

今度できてきますそのパーキングエリアにつきましても、まだどのような形でいくのかというようなことで、定まったものではございませんで、まだまだ流動的なところでもございます。そういうことでその私どもとしましては、地域の特色あるいは個性というものが出せるような、そんなパーキングエリアにしたいなと思っております。

これまではどうか分かりませんが、ここから紀伊長島、あるいは熊野、そして印南とか、もう一つ御坊の方にもできておるようなんですが、いうたら熊野古道とか、いろんな形で自然の豊富なところというイメージがございます、紀伊半島は。そういうふうなところで、どこを切っても金太郎飴みたいな、パーキングエリアやなしに、その地域地域の個性や特色を出してくるような、そういうようなものをつくってもらわんとあかんわなというような話もさせていただきました。

これは中日本の方にさせていただいたんですが、そういうようなことを受けて、皆さんのつくったものが、どのくらい売れるかそれはわかりませんが、しっかり売れるような形で、物事を考えていきたいというふうなことで、今そういうことを考えております。

そしてまたそういうことが消費と生産を結びつけ、そしてまたこの地域、大台を売っていくという大きな媒体にもなってきますので、しっかりやっていきたいなと思っているところでございます。

どのような形でリンクできるかどうか分かりませんが、十分その道の駅も活躍をしてもらわなあかんというようなことになってくるだろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。ありがとうございました。

議長（中西 康雄君）

これで本日の一般質問を終わります。

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

議事の都合、議案調査のため、3月11日を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、3月11日を休会とすること決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

次回は3月12日、水曜日午前9時より再開いたします。

どうも皆さんご苦労さんでございました。

なお、この後、4時より2階大会議室において、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

（午後 3時 48分）